

工事の設計サポート(建設コンサルタント)登録制度

【サポート制度の概要】

- 工事の施工にあたっては、概算数量発注、詳細設計付工事発注又は、施工途中等における条件変更に伴う設計見直しなど、迅速な設計等の対応が求められる。
- このため、工事受注者が支援を受けられるサポート企業を事前に登録する「工事の設計サポート(建設コンサルタント)登録制度」を設けることで、円滑な工事対応が図れることを目的とする。

【工事の設計サポート(建設コンサルタント)登録制度の利用の流れ】

●対象:中国地方整備局(港湾空港関係除く)が発注した工事の受注者

1)依頼先の選定

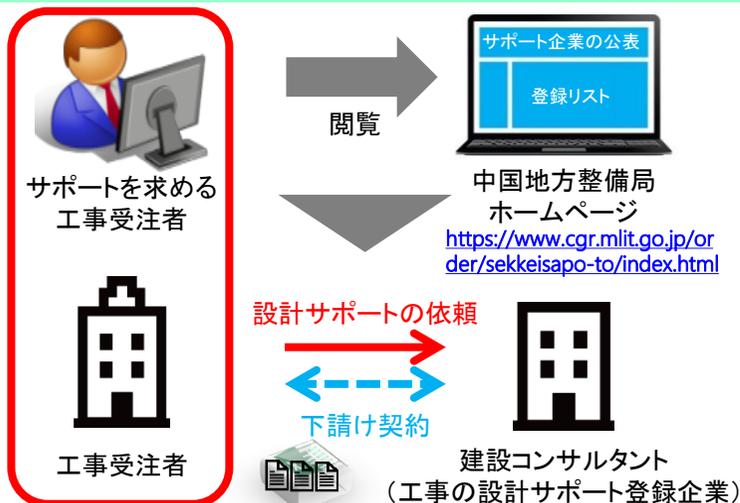
- ・中国地方整備局ホームページ掲載の「工事の設計サポート(建設コンサルタント)登録リスト」を確認
<https://www.cgr.mlit.go.jp/order/sekkeisapo-to/index.html>
- ・サポート地域、分野等より依頼先を選定

2)サポート企業への依頼

- ・選定したサポート企業(建設コンサルタント)に直接依頼 ※発注者との調整は不要
- ・承諾された場合は、建設業法に基づいた下請契約を締結

※発注者からの指示に基づき、設計に必要な費用は、工事契約変更の対象とする。

【サポート制度の利用の流れ】



【設計等のサポート内容】

- 1) サポート地域:中国地方整備局管内各事務所の管理区域内
- 2) サポート分野:河川、道路、砂防、構造物(小規模なもの)
- 3) 設計等の内容
 - ・簡易な設計を基本とし、重要構造物などの応力計算が必要な施設は対象としない。
 - ・既存設計成果の分割、地形相違に伴う軽微な設計変更等(図面修正、数量計算)
 - ・現地条件が異なることによる土留め等の仮設設計の修正(簡易な応力計算、図面修正)

【各分野の具体的事例】

- ・河川;築堤・護岸の修正設計,付帯施設・小構造物設計,修繕設計
- ・道路;軽微な修正設計,交差点設計,歩道設計,修繕設計
- ・砂防;取付道路の修正設計,付帯施設・小規模構造物設計
- ・一般構造物;軽微な修正設計,擁壁設計,補強土壁設計,プレキャスト構造物設計(杭基礎を要しない構造物)
- ・その他(共通);関係機関協議資料作成,その他類似設計